

市県民税の申告と所得税の確定申告はお済みですか

### 市県民税の申告と 所得税の確定申告は お済みですか

## 申告は3月15日までに

最終日直前は会場が大変混み合います。申告をされていない方は、早めに申告してください。

#### 《申告会場》

##### ◎市役所第4庁舎

(午前8時30分に開場します。)

##### 受付時間

午前8時45分～正午  
午後1時～4時  
(土曜・日曜日を除く。  
ただし3月14日(日)は受け付けます。)

#### 申告(相談)できるもの

- ・市県民税の申告
- ・簡易な所得税の申告相談

(譲渡所得や青色申告、事業所得で新規開業の方、消費税の申告、住宅に関する税額控除(住宅特定改修・認定長期優良住宅)などを除く)

##### ◎成田税務署

【成田税務署の申告会場は、イオンモール成田2階「イオンホール」となります。】

##### 受付時間

午前9時～5時  
(土曜・日曜日を除く)  
所得税の確定申告

#### 申告できるもの

### ◆申告は便利な郵送で◆

市県民税の申告書に必要な事項が記入してあり、添付書類などが整っている方は市役所課税課へ、所得税の確定申告書が整っている方は成田税務署へ、それぞれ郵送で提出することができます。

#### ◇国税電子申告(インターネット)で申告ができます

国税の申告や届出書などの提出が、税務署に出かけなくても、自宅や会社から電子申告できる便利なサービスです。  
詳しくは、国税庁のホームページ

ムページでご確認ください。  
ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp/>

#### 問い合わせおよび提出先

##### ◎市県民税の申告

市役所課税課

☎ 443-1116

〒289-1192

八街市八街35番地29

##### ◎所得税の確定申告

成田税務署

☎ 0476-28-51

〒286-8501

成田市加良部1-15

## 「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」 3月1日から7日は春季全国火災予防運動週間です

全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。まだまだ寒さが残り、家庭や職場でストーブなどの暖房器具は火を使用する機会が多く、また空気が乾燥し、ちょっとした不注意から火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意し、火の用心を心掛けましょう。

#### ◎建物火災が増えています

平成21年中の八街市で発生した火災件数は、24件で前年と比べ12件減少していますが、建物火災が15件のうち住宅火災が9件で約6割の割合で多く発生しています。建物火災の出火原因の第1位は、「たばこ」で3件、第2位が「放火および放火の疑い、コンロ」で各2件、第4位が「延長コード、ストーブ」で各1件と毎年同じ原因で火災が発生しています。日ごろからご自宅の火災予防に心掛け、住宅火災を防ぎましょう。

#### ◎住宅火災は日頃からのちょっとした心掛けで防げます

- ◆台所では、コンロのそばを離れるときは、必ず火を消し、周囲に燃えやすい物を置かないこと。
- ◆各部屋のコンセントは、ほこりをためず、定期的にチェックし、たこ足配線はやめましょう。
- ◆ストーブなど暖房器具は、燃えやすい物から離れた位置で使用し、外出する場合は必ず消しましょう。
- ◆タバコの始末はきちんとしましょう。
- ◆家のまわりに燃えやすい物を放置するのは、放火の原因となりとても危険です。家のまわりはいつも、きちんと片付けておきましょう。
- ◆万が一のために日ごろから初期消火の方法や避難方法など家族で話し合う機会を持ち、職場や自治会などで実施される訓練にも進んで参加するようにしましょう。

#### ◎住宅用火災警報器を設置しましょう

毎年、全国で住宅火災による死者数は、1,000人を超えています。そのうちの6割が65歳以上の高齢の方で、逃げ遅れて亡くなっています。



消防組合管内の平成21年中の住宅用火災警報器を設置している住宅の火災は、4件発生していますが、焼損程度が「ぼや」とどまり、死者・負傷者も発生していません。

市では、平成20年6月から、すべての住宅(住宅には、自動火災報知設備が設置されていないアパートやマンションなどの共同住宅も含まれます。)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置されていない方は、いち早くお住まいの寝室・階段などに煙式の住宅用火災警報器を設置しましょう。

#### ◎共同購入で安心な毎日を!

消防組合では、地域の安全確保のため、地域ぐるみで住宅用火災警報器の共同購入を推奨しています。

##### ・共同購入のメリット

- 1 共同購入すれば、比較的安価で購入できます。
- 2 地域の各世帯が同じ時期に設置するので、隣近所の皆さんが安心して暮らせます。
- 3 悪質訪問販売の心配もありません。
- 4 住宅用火災警報器の更新も同じ時期なので安心です。
- 5 地域の協力体制が確保されます。

詳しくは、佐倉市八街市酒々井町消防組合

☎ 481-0119へ。

### ドクターヘリ 連携活動への ご協力をお願いします



消防組合では、市民の皆さんの救命救護のためドクターヘリとの積極的な連携活動を実施しており、昨年7月には連携活動1000回を数えました。ドクターヘリは一分一秒を争う重体の傷病者を救命するために、事故発生場所の近くにある公園や小学校の校庭(臨時離着陸場)などに離着陸します。

臨時離着陸場では消防隊による広報活動を行い避難誘導、飛散物の排除、散水などを実施し二次災害の防止には万全を期しておりますが、場合によってはローターの風によって舞い上がる砂ほこりにより、付近の住宅内や洗濯物などが汚れてしまうことがあります。周辺の方には御迷惑をおかけいたしますが、大切な生命を救うためにご理解とご協力をお願いいたします。

※臨時離着陸場の一覧は消防組合公式ホームページで閲覧することができます。

消防組合ホームページアドレス

<http://www.119-sys.jp/home/home.html>

詳しくは、佐倉市八街市酒々井町消防組合

☎ 481-0119へ。